

王子労基署からのお知らせ

(令和6年2月)



☑ 健康診断結果報告書等の提出はお済みですか？

労働安全衛生法などに基づく健康診断を実施した後は、その結果を所定の様式により労働基準監督署へ届ける必要があります。

該当する健康診断を実施したけれども結果報告書をお出しいただけていない場合は、速やかにご報告をお願いします(定期健康診断結果報告書、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書は、いずれも常時50人以上の労働者を使用する事業場(受け入れている派遣労働者を含む)に提出義務があります)。

報告書等の種類	報告が必要な事業場及び報告すべき時期
定期健康診断結果報告書(様式第6号)	常時使用する労働者数50人以上の事業場(1)が定期健康診断、特定業務従事者の健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式6号の2)	事業場の規模にかかわらず、有害な業務(2)に従事する労働者に対して安衛則第48条の歯科健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。(令和4年10月1日より施行)
有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)	
特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)	事業場の規模にかかわらず、該当する特殊健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。
電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号)	
緊急時電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号の2)	事業場の規模にかかわらず、該当する特殊健康診断を行なったときは、遅滞なく報告が必要。
除染等電離放射線健康診断結果報告書(様式第3号)	
高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号)	
鉛健康診断結果報告書(様式第3号)	事業場の規模にかかわらず、該当する特殊健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。
四アルキル鉛健康診断結果報告書(様式第3号)	
石綿健康診断結果報告書(様式第3号)	
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	
じん肺健康管理実施状況報告書(様式第8号)	粉じん作業を行う事業に係る事業者は、毎年12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況(じん肺健康診断を実施しなかった年を含む)を、翌年2月末日までに報告が必要。
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の3)	常時使用する労働者数50人以上の事業場(1)は、ストレスチェック実施の有無にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期的に報告が必要。(提出時期は、各事業場における事業年度の終了後など、事業場ごとに設定可。)

- (1) 派遣労働者を受け入れている事業場の場合、当該派遣労働者の人数は報告項目の「在籍労働者数」には含めません。
- (2) 労働安全衛生法施行令第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。



今年も応援します！TOKYO 1113

さいちんキャンペーン PART

令和5年10月1日から、東京都最低賃金が時間額1,113円に引き上げられています。また、中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する業務改善助成金制度において、賃金引上げ計画を立てて申請される場合の申請期限が令和6年3月31日に延長されました。

東京労働局 YouTube 公式チャンネルでは、最低賃金や業務改善助成金について解説した動画を配信しています。



ぜひご覧いただき、業務改善助成金の活用をご検討ください。

東京労働局 YouTube 公式チャンネル

検索



今年4月から労働条件明示のルールが変わります ～ 備えは大丈夫ですか？～

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました（令和6年4月1日施行）。

これを機に、事業場の方や働く方ご自身でも、労働条件の明示事項やそのタイミングについて、改めて確認してみませんか。

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

【問合せ先】

- ・ 制度改正の内容や労働条件明示がされないなど労働基準法違反と思われる場合
王子労働基準監督署 方面（電話：03-6679-0183）
- ・ 無期転換ルールに関する事項や労働契約に関する民事上の紛争について
東京労働局雇用環境・均等部 指導課（電話 03-3512-1611）
王子労働基準監督署 総合労働相談コーナー（電話：03-6679-0133）
厚生労働省のホームページからリーフレットやQ&Aが入手できます。

労働条件明示ルール 2024年4月

検索

問 合 先： 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186

労災課

03-6679-0226